

## 交第4号議案

### 横浜市高速鉄道運賃条例の一部改正

横浜市高速鉄道運賃条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年12月3日提出

横浜市長 林 文子

### 横浜市条例（番号）

#### 横浜市高速鉄道運賃条例の一部を改正する条例

横浜市高速鉄道運賃条例（昭和47年10月横浜市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第4条中「運賃（）」及び「乗車券（）」の次に「次項及び」を加え、「この条」を「この項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 管理者は、特に必要と認めるときは、前項に規定する運賃の額の範囲内において同項以外の運賃を定め、乗車券を発行することができる。

第6条の2第2項第2号中「第4条」を「第4条第1項」に改める。

別表中「（第4条）」を「（第4条第1項）」に、

「  
1区200円、2区以上は1  
区増すごとに30円を加算した  
額  
」

を

「  
次の各号に掲げる区間に  
応じ、当該各号に定める額に1.  
08を乗じて得た額（その額に  
1円以上10円未満の端数があ  
」

交第4号

る場合は、その端数を10円に切り上げる。)	
(1) 1区	191円
(2) 2区	220円
(3) 3区	248円
(4) 4区	277円
(5) 5区	305円
(6) 6区	334円
(7) 7区	362円
(8) 8区	391円
(9) 9区	420円
(10) 10区	448円
(11) 11区	477円
(12) 12区	505円

に、

昼間割引回数旅客運賃	大人普通旅客運賃の額からその2割以内の額を割引きして得た額		昼間割引回数乗車券
土休日割引回数旅客運賃	大人	大人普通旅客運賃の額からその3割以内の額を割引きして得た額	土休日割引回数乗車券
	小児	小児普通旅客運賃の額からその3割以内の額を割引きして得た額	

を

1日旅客運賃	大人	740円	1日乗車券
	小児	370円	

に、

大人普通旅客運賃を60倍した額からその4割5分以内の
----------------------------

額を割引きして得た額

を

次の各号に掲げる区間に  
 じ、当該各号に定める額に1.  
 08を乗じて得た額（その額に  
 10円未満の端数がある場合は  
 、その端数を四捨五入する。

)

(1)	1区	7,429円
(2)	2区	8,543円
(3)	3区	9,658円
(4)	4区	10,772円
(5)	5区	11,886円
(6)	6区	13,000円
(7)	7区	14,115円
(8)	8区	15,229円
(9)	9区	16,343円
(10)	10区	17,458円
(11)	11区	18,572円
(12)	12区	19,686円

に、

大人普通旅客運賃を60倍し  
 た額からその6割5分以内の  
 額を割引きして得た額

を

次の各号に掲げる区間に  
 じ、当該各号に定める額に1.  
 08を乗じて得た額（その額に  
 10円未満の端数がある場合は  
 、その端数を四捨五入する。

)

(1)	1区	4,572円
-----	----	--------

(2)	2区	5,258円
(3)	3区	5,943円
(4)	4区	6,629円
(5)	5区	7,315円
(6)	6区	8,000円
(7)	7区	8,686円
(8)	8区	9,372円
(9)	9区	10,058円
(10)	10区	10,743円
(11)	11区	11,429円
(12)	12区	12,115円

に改め、同表備考中1及び2を削り、3を1とし、4を2とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、企業管理規程で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前において、この条例による改正前の横浜市高速鉄道運賃条例の規定による旅客運賃で発売した回数乗車券、定期乗車券及び団体乗車券は、この条例による改正後の横浜市高速鉄道運賃条例第9条第1項の規定にかかわらず、その通用期間中に限り、使用することができる。

#### 提 案 理 由

高速鉄道の旅客運賃について消費税及び地方消費税相当分を改定する等のため、横浜市高速鉄道運賃条例の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市高速鉄道運賃条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（運賃及び乗車券の種類等）

第4条 運賃（次項及び次条から第6条の4までに規定する運賃を除く。以下この項  
この条において同じ。）及び乗車券（次項及び次条から第7条までに規定する乗車券を除く。）の種類は、別表に定めるとおりとし、運賃の額は、同表に定める額の範囲内で管理者が定める。

2 管理者は、特に必要と認めるときは、前項に規定する運賃の額の範囲内において同項以外の運賃を定め、乗車券を発行することができる。

（共通カード乗車券等）

第6条の2 （第1項省略）

2 前項に規定する共通カード乗車券、共通1日乗車券又は連絡定期乗車券により乗車する場合の運賃は、次に掲げる額とする。

（第1号省略）

(2) 共通1日乗車券により乗車する場合

第4条第1項  
第4条

の1日乗車券の料金を基礎として管理者が定める額

（第3号、第3項及び第4項省略）

別表 （第4条第1項）  
（第4条）

運賃の種類	運 賃 の 額	乗車券の種類
-------	---------	--------

交第4号

普通旅客運賃	大人	<u>次の各号に掲げる区間に応</u> <u>1区200円、2区以上は1</u> <u>区増すごとに30円を加算した</u> <u>08を乗じて得た額（その額に</u> <u>額</u> <u>1円以上10円未満の端数があ</u> <u>る場合は、その端数を10円に</u> <u>切り上げる。）</u>	普通乗車券
		(1) <u>1区</u> <u>191円</u>	
		(2) <u>2区</u> <u>220円</u>	
		(3) <u>3区</u> <u>248円</u>	
		(4) <u>4区</u> <u>277円</u>	
		(5) <u>5区</u> <u>305円</u>	
		(6) <u>6区</u> <u>334円</u>	
		(7) <u>7区</u> <u>362円</u>	
		(8) <u>8区</u> <u>391円</u>	
		(9) <u>9区</u> <u>420円</u>	
		(10) <u>10区</u> <u>448円</u>	
		(11) <u>11区</u> <u>477円</u>	
		(12) <u>12区</u> <u>505円</u>	
(省 略)			
(省 略)			
<u>1日旅客運賃</u>	大人	<u>740円</u>	<u>1日乗車券</u>
	小児	<u>370円</u>	

<p>昼間割引回数旅客運賃</p>	<p>大人普通旅客運賃の額からその2割 以内の額を割引きして得た額</p>		<p>昼間割引回数乗車券</p>																				
<p>土休日割引回数旅客運賃</p>	<p>大人</p>	<p>大人普通旅客運賃の額から その3割以内の額を割引きし て得た額</p>	<p>土休日割引回数乗車券</p>																				
	<p>小児</p>	<p>小児普通旅客運賃の額から その3割以内の額を割引きし て得た額</p>																					
<p>通勤定期旅客運賃</p>	<p>1箇月</p>	<p>次の各号に掲げる区間に応 大人普通旅客運賃を60倍し じ、当該各号に定める額に1. た額からその4割5分以内の 08を乗じて得た額（その額に 額を割引きして得た額 10円未満の端数がある場合は 、その端数を四捨五入する。 ）</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 1区</td> <td>7,429円</td> </tr> <tr> <td>(2) 2区</td> <td>8,543円</td> </tr> <tr> <td>(3) 3区</td> <td>9,658円</td> </tr> <tr> <td>(4) 4区</td> <td>10,772円</td> </tr> <tr> <td>(5) 5区</td> <td>11,886円</td> </tr> <tr> <td>(6) 6区</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>(7) 7区</td> <td>14,115円</td> </tr> <tr> <td>(8) 8区</td> <td>15,229円</td> </tr> <tr> <td>(9) 9区</td> <td>16,343円</td> </tr> <tr> <td>(10) 10区</td> <td>17,458円</td> </tr> </table>	(1) 1区	7,429円	(2) 2区	8,543円	(3) 3区	9,658円	(4) 4区	10,772円	(5) 5区	11,886円	(6) 6区	13,000円	(7) 7区	14,115円	(8) 8区	15,229円	(9) 9区	16,343円	(10) 10区	17,458円	<p>通勤定期乗車券</p>
(1) 1区	7,429円																						
(2) 2区	8,543円																						
(3) 3区	9,658円																						
(4) 4区	10,772円																						
(5) 5区	11,886円																						
(6) 6区	13,000円																						
(7) 7区	14,115円																						
(8) 8区	15,229円																						
(9) 9区	16,343円																						
(10) 10区	17,458円																						

		(11) <u>11区</u> <u>18,572円</u>	
		(12) <u>12区</u> <u>19,686円</u>	
		(省            略)	
通学定期旅客運賃（甲種）	1 箇月	次の各号に掲げる区間に応 大人普通旅客運賃を60倍し じ、当該各号に定める額に1. た額からその6割5分以内の <u>08を乗じて得た額（その額に 額を割引きして得た額 10円未満の端数がある場合は 、その端数を四捨五入する。</u>  ）	通学定期乗車券（甲種）
		(1) <u>1区</u> <u>4,572円</u>	
		(2) <u>2区</u> <u>5,258円</u>	
		(3) <u>3区</u> <u>5,943円</u>	
		(4) <u>4区</u> <u>6,629円</u>	
		(5) <u>5区</u> <u>7,315円</u>	
		(6) <u>6区</u> <u>8,000円</u>	
		(7) <u>7区</u> <u>8,686円</u>	
		(8) <u>8区</u> <u>9,372円</u>	
		(9) <u>9区</u> <u>10,058円</u>	
		(10) <u>10区</u> <u>10,743円</u>	
		(11) <u>11区</u> <u>11,429円</u>	
		(12) <u>12区</u> <u>12,115円</u>	
		(省            略)	
(省            略)			

備考



1 昼間割引回数旅客運賃及び昼間割引回数乗車券は、平日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日並びに1月2日、1月3日及び12月31日（以下「土休日等」という。）以外の日をいう。）の昼間の時間帯で、管理者が別に定める時間帯に適用する運賃及び通用する乗車券をいう。

2 土休日割引回数旅客運賃及び土休日割引回数乗車券は、土休日等に適用する運賃及び通用する乗車券をいう。

$\frac{1}{3}$  （本文省略）

$\frac{2}{4}$  （本文省略）